

201004040A

平成22年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

薬物乱用・依存の実態把握と
再乱用防止のための社会資源等の現状と
課題に関する研究

(H21-医薬-一般-028)

研究報告書

(総括研究報告書+分担研究報告書)

平成23年(2011年)3月

研究代表者：和田 清

目 次

I. 総括研究報告書	和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	1
II. 分担研究報告書		
II-1. 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究		
1-1：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査(2010年)	和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	17
1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査	松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	89
1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究	庄司正実（目白大学 人間学部）	117
1-4：監察医務院における薬物検出の実態に関する研究	福永龍繁（東京都監察医務院）	143
1-5：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究（2010年）	嶋根卓也（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	153
II-2. 再乱用防止のための社会資源等の現状と課題に関する研究		
2-1：薬物依存症者の回復支援に関わる制度的社会資源の現状と課題(2)	山口みほ（日本福祉大学社会福祉学部）	177
2-2：障害者自立支援法下における薬物依存症治療資源に関する研究(2)	宮永 耕（東海大学 健康科学部社会福祉学科）	189
2-3：若年者向け薬物再乱用防止プログラムの開発に関する研究	嶋根卓也（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	201
2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究	松本俊彦（国立精神・神経セ医療研究センター 精神保健研究所）	215
2-5：薬物依存症者の家族がもつ多様なニーズを満たすための家族教育プログラムの開発に関する研究	近藤あゆみ（新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科）	227
III. 海外渡航報告書		
1. 和田 清：マラケシュ（モロッコ）	257	
2. 宮永 耕：コロンボ、ガンバハ、ペルマドゥーラ、カルタラ（スリランカ） クアラルンプール、セランゴール（マレーシア）	258	
IV. 研究成果の刊行に関する一覧表	261	
V. 研究成果の刊行物・別刷り	別添	

總 括 研 究 報 告 書

平成22年度厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）
総括研究報告書

薬物乱用・依存の実態把握と再乱用防止のための社会資源等の現状と課題に関する研究
(H21-医薬一般-028)

研究代表者 和田 清 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部長

研究要旨 薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するために、薬物乱用・依存の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、再乱用防止のための社会資源等の現状と課題について研究を実施した。

■研究1 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究 性質の異なる対象に対して、実態調査を実施した。

研究1-1：飲酒・喫煙・薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査(2010年) わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、層別一段集落抽出法により選ばれた全国192校の全生徒を対象に、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用に対する意識・実態調査を実施した。有効回答数は121校（対象校の63.0%）、47,475人（対象校192校の全生徒想定数の52.5%）であった。①有機溶剤の生涯経験率（これまでに1回でも経験したことのあると答えた者の割合）は、0.7%（男子：0.8%、女子：0.6%）であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値であり、有機溶剤乱用の目撃率、身近にいる有機溶剤乱用者の周知率、有機溶剤乱用への被誘惑率も、過去最低の値であった。有機溶剤乱用の勢いは、確実に弱くなっている。②有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。③また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。④有機溶剤乱用による健康への害知識の周知率は調査年毎に上昇していたが、2006年をピークに、周知度が減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。⑤大麻の生涯経験率は0.3%（男子：0.5%、女子：0.2%）であった。覚せい剤の生涯経験率は0.3%（男子：0.4%、女子：0.2%）であった。大麻の生涯経験率は男子では増加していた。覚せい剤の生涯経験率は女子では上昇していた。大麻及び覚せい剤の生涯経験率の推移に関しては、今後の動向が危惧されるところである。⑥大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度は、経年的に増加傾向にあったが、2010年調査での増加傾向は著明であった。その背景には、薬物乱用防止教育の影響と言うよりは、2008年の角界・大学生における大麻問題の報道、2009年の某有名女優による覚せい剤問題の報道が影響していると考えられる。⑦以上により、中学生の薬物乱用問題は、確実に、有機溶剤問題から大麻・覚せい剤問題に変わってきており、薬物乱用防止教育の内容を再検討する時期にきていると考えられる。

研究1-2：全国精神科病院調査 精神科病床を有する全国の1,612施設を対象に、薬物関連精神疾患の実態調査を郵送法にて試行し、1,021施設（63.3%）から723症例の報告を得た。有効回答の671症例（男性475例、女性196例）を分析した。①主たる使用薬物は、『覚せい剤症例』が症例全体の53.1%、『睡眠薬・抗不安薬症例』17.7%、『多剤症例』8.5%、『有機溶剤症例』8.3%、『鎮咳薬症例』3.0%、『その他症例』2.8%、『大麻症例』2.7%、『鎮痛薬症例』1.8%、『リタリン症例』1.3%という順であった。本年度調査結果の最大の特徴は、本調査開始以来、覚せい剤に次いで常に第2位であった有機溶剤が、第4位となり、睡眠薬・抗不安薬が第2位になったということである。②精神科治療薬乱用症例154例の検討で、多く乱用されていた精神科治療薬は、フルニトラゼパム、トリアゾラム、エチゾラム、ゾルピデム、プロチゾラム、ベゲタミン®、メチルフェニデート（リタリン）であった。今後、精神科治療薬の適正使用に関する対策が急がれる。

研究1-3：全国の児童自立支援施設調査 全国の児童自立支援施設に入所中の児童に対する質問紙調査を実施した。有効調査人数は、1064人（男性739人、女性325人）であった。①生涯経験率の高い順に、男性では、ブタン9.1%、有機溶剤7.2%、抗不安薬（安定剤）4.1%、ブロン（咳止め液）2.4%、大麻1.9%、覚せい剤0.4%であ

った。女性では、有機溶剤 28.6%、ブタン 21.5%、抗不安薬(安定剤) 21.5%、大麻 12.6%、ブロン(咳止め液) 12.9% 覚せい剤 8.3% であった。②入所非行児の非行程度の軽症化が認められ、非行児の質の変化が伺われるが、薬物乱用生涯経験率は確実に低下していた。その傾向は有機溶剤で顕著であった。

研究 1-4：監察医務院における薬物検出の実態に関する研究 2006～2010 年の、東京都監察医務院での検案総数 65,504 件中、行政解剖例 13,499 件の薬毒物検査と薬物の検出結果を調査した。①検出薬物では、医薬品等が増加し、特に睡眠剤と精神神経用剤の件数が顕著に増加していた。②睡眠剤ではプロムワレリル尿素、ニトラゼパム、フルニトラゼパム、フェノバルビタール、酒石酸ジルピデムが増加していた。抗てんかん剤の検出ではカルバマゼピンとバルプロ酸ナトリウムが 2010 年に増加していた。③精神神経用剤の検出では、マレイン酸レボメプロマジンや塩酸イミプラミンが減少していた。④ベゲタミンの成分であるフェノバルビタール・塩酸クロルプロマジン・塩酸プロメタジンの検出件数は大幅に増加していた。⑤麻薬では、MDMA 6 件、モルヒネ 1 件、コカイン 1 件、ジヒドロコデイン 5 件が検出された。⑥今後、乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

研究 1-5：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究 大学生における飲酒・喫煙を含めた薬物乱用の実態把握を目的に、A 大学における新入生 346 名に対する無記名自記式質問紙調査を実施した。①薬物乱用経験は対象者の 2.3% にみられ、内訳は向精神薬が 1.8% と最も多かった。②過去 5 年間の推移でも、2008 年以降向精神薬の乱用率が増加傾向にある。③薬物を勧められた経験は対象者の 2.9% にみられ、内訳は大麻が 1.8% と最も多かった。過去 5 年間の推移でも、2008 年以降大麻をすすめられる機会が増加傾向にある。④約 15% の対象者が、大麻の栽培情報や乱用を促す情報を目にしたことがあり、その半数以上がインターネットを情報源としていた。

■研究 2 再乱用防止のための社会資源等の現状と課題に関する研究

研究 2-1：薬物依存症者の回復支援に関する制度的・社会資源の現状と課題(2) 昨年度まとめた薬物依存症者の制度的・社会資源の利用状況を、今年度実施したワークショップを通して、まとめ直した。あげられた社会資源は多岐に渡るが、制度の枠組み・運用において薬物依存を事由とする適用が制限される実質的な「障壁」が存在しており、「薬物依存症」という病名・障害名で活用できるものは限定的であり、本人や家族が抱える他疾病・他問題を事由として資源活用の幅を広げている状況がある。また、市長村単位の制度設計・運営により、利用可能な資源も、ダルク入所者のように広範囲での居所の移動を伴うケースでは、手続き上の困難が生じている。こうした状況の改善のためには、情報の集約と共有が必要であり、当事者・家族・関係者が積極的に社会資源の利用を試みる姿勢が求められる。また、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いてソーシャルワーカーのインタビュー・データを分析し、「戦略的リフレイミング」→「関係機関の動員促進」→「個別実績の普遍化」→「所属機関の活用」→「長期の関係形成」といった薬物依存症者への対処の援助プロセス・モデルの提示を試みた。

研究 2-2：障害者自立支援法下における薬物依存症治療資源に関する研究(2) 制度運用の見直しが進められる障害者自立支援制度と関連する諸制度における課題を探るために、昨年度、ダルクを利用する薬物依存者にとって利用可能性の高い生活保護等諸制度の運用について現状とその課題を整理した。その結果、①今日では、福祉事務所等において薬物依存者を対象とした一定程度の「処遇フォーマット」は存在している、②しかし、ダルクを利用する薬物依存者援助の制度上の裏付けは今日でも不十分なまま、援助現場の経験の蓄積とその継承とによって、順次その成果が制度運用のマニュアルにも反映されてきた、③ダルクにおいて援助を担当するスタッフが感じる業務上の困難も、社会福祉・社会保障等の制度に関する知識、情報の共有の面に関わる部分が多い、④実務上必要な知識の継続的な研修の機会が求められている、⑤前記のような内容の研修機会を保障する具体的方策の確保、が現在の課題となっていることが明らかになった。そこで、今年度は、社会保障関連制度等についてダルクスタッフ等に教授し、同時に現制度下での具体的課題の現場からの汲み上げを目的に、一日研修会（ワークショップ）を全国 3箇所で開催した。

研究 2-3：若年者向け薬物再乱用防止プログラムの開発に関する研究 若年者向け薬物再乱用防止プログラム OPEN を作成し、平成 22 年 3 月～平成 23 年 2 月まで東京都立中部総合精神保健福祉センターにて実施した。OPEN の薬物再乱用防止効果には一定の効果が見込まれると示唆されたが、対象数が 9 名と少ないため、評価のため

には、OPENの継続による対象者数の確保が必要である。

研究 2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールの介入効果とその普及に関する研究 少年鑑別所に入所する薬物乱用者 85 名に対し、開発した再乱用防止のための自習ワークブック「SMARPP-Jr.」を実施し、介入前後の評価尺度上の変化から、薬物問題の重症度と介入効果の相違について検討した。その結果、自習ワークブックの実施後には、問題意識の深まりと治療動機の高まりを反映する評価尺度上の顕著に上昇した。その一方で、薬物欲求に抵抗できる自信、自己効力感には著明な変化が見られなかった。以上により、自習ワークブックを用いた矯正施設での介入は、薬物乱用に対する問題意識を深め治療動機を向上させるのには有効であるが、薬物依存に対する自己効力感を高めるには、施設出所後に、地域における継続した支援体制が存在する必要があると考えられた。

研究 2-5：薬物依存症者の家族がもつ多様なニーズを満たすための家族教育プログラムの開発に関する研究

幅広い家族のニーズに対応できる総合的な家族教育プログラムの開発を行った。開発した教材は 5 種類（計 9 冊）である。1 種類目は、「プログラムを実施する前に」と題した、家族心理教育プログラムを実施するファシリテーターに向けて書かれたものである（1 冊）。2 種類目は、家族が薬物依存症という病気や回復について正しく理解できることを目的に作成された「薬物依存症と回復 Vol. 1 薬物依存症とは」であり、実施者向けの解説（ファシリテーター用マニュアル）と、家族向けの配布資料（家族向け教材）がある（2 冊）。3 種類目は、家族が薬物依存症者に対する適切な対応法を学び実践できることを目的に作成された「家族の本人に対する関わり方 Vol. 1 上手なコミュニケーションで本人を治療につなげる」であり、家族向け及び実施者向けの冊子がある（2 冊）。4 種類目も、家族が薬物依存症者に対する適切な対応法を学び実践できることを目的に作成されたもので、「家族の本人に対する関わり方 Vol. 2 長期的な回復を支え、再発・再使用に備える」と題した家族向け及び実施者向けの冊子である（2 冊）。5 種類目は、家族自身の心身の健康を取り戻せることを目的に作成された「家族のセルフケア Vol. 1 家族のセルフケア」であり、家族向け及び実施者向けの冊子がある（2 冊）。また、家族心理教育プログラムの普及を目的に、医療及び保健機関の職員を対象に、「薬物依存症者をもつ家族を対象とした心理教育プログラム 実施者向け研修会」を実施した。

【結論】 未成年者における薬物乱用は確実に減少傾向にある。しかし、中学生の薬物乱用による害知識の周知率は 2006 年をピークに減少傾向にあり、有機溶剤乱用の確実な減少を考慮すると、薬物乱用防止教育の中身を含めて、再検討・再強化する必要が示唆された。医薬品の乱用・依存が確実に増加しており、早急に対策を検討する必要がある。再乱用防止のために、薬物依存者、および、その家族の利用可能性の高い生活保護等諸制度等の制度的社會資源（社会保障関連制度）は「知らない者は利用することができない制度」と言った実態があるが、必要としている方々に、それらを伝え、同時に、現状の問題点を洗い出して行く作業は不可欠である。また、わが国では著しく立ち後れている二次予防（早期発見、早期治療）・三次予防（社会復帰）のための取り組みとして、大学生を含む若年者向け薬物再乱用防止プログラムの開発・試行、薬物再乱用ハイリスク集団である少年鑑別所入所者に対する再乱用防止のための自習ワークブックを用いた介入を行った。同時に、薬物依存症者の家族がもつ多様なニーズを満たすための家族教育プログラムの開発を行い、5 種 9 冊の教材を作成し、家族支援の一助とした。二次予防（早期発見、早期治療）・三次予防（社会復帰）の強化こそが、再乱用防止策の中核である。

研究分担者

和田 清	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長
庄司正実	目白大学 人間学部 教授
福永龍繁	東京都監察医務院 院長

山口みほ

日本福祉大学 社会福祉学部 准教授
宮永 耕
東海大学 健康科学部 社会福祉学科 准教授
嶋根卓也
国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 研究員
松本俊彦
国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部 室長
近藤あゆみ 新潟医療福祉大学社会福祉学部 社会福祉学科 准教授

A. 研究目的

現在、我が国は未だ第三次覚せい剤乱用期にある。この間、薬物乱用対策推進本部により「薬物乱用防止5ヵ年戦略」（平成10年5月）、「薬物乱用防止新5ヵ年戦略」（平成15年7月）、「第三次薬物乱用防止5ヵ年戦略」（平成20年8月）が策定され、今日に至っているが、1995年に始まる第三次覚せい剤乱用期も、既に15年以上が経つており、薬物乱用・依存に関する国内状況は大きく変わりつつある。

第三次覚せい剤乱用期は、当初は一部の外国人による新たな密売方法の出現、違法薬物の入手可能性の高まり、乱用の若年層までへの拡大等で始まった。しかし、その後（特にこの数年間）は、「脱法ドラッグ」、リタリンに代表される医薬品の乱用・依存、大麻汚染の拡大等に代表されるように、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」であり、「有機溶剤優位型」という我が国独自型から、大麻優位型という欧米型への変化として捉えることができる（和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 43:120-131, 2008）。

これらの状況変化は、依存性薬物乱用・依存の実態把握の必要性と、その実態に見合った対策立案の必要性を益々高めるものである。

薬物乱用・依存の実態把握は違法行為の掘り起こし的性質があり、困難を極める。2009年度～2010年度の本研究では、薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みた。対象・調査法は次の通りである。①わが国全体での薬物乱用・依存状況を把握するための全国住民調査（層化二段無作為抽出調査）、②薬物乱用開始最頻年齢層である中学生に対する全国調査（層別一段集落抽出調査）、③薬物依存・精神病に陥った患者を対象とした全国精神科医療施設調査（2ヶ月間の全数調査）、④ハイリスクグループである全国の児童自立支援施設入所者調査（全数調査）、⑤生物学的マーカーを使用した乱用実態調査の一つとしての監察医務

院での調査、⑥大学生調査である。

これらにより、わが国の薬物乱用・依存の実態を多面的に把握でき、乱用防止対策並びに薬物依存者対策立案・遂行の際の基礎資料に供することができると考えている。ただし、費用効率と調査される側の各種負担を考慮し、2009年度は①薬物使用に関する全国住民調査に重点をおき、②～⑥に関しては2010年に本調査を実施した。

また、覚せい剤事犯検挙者の再犯率が57.8%（2009年）と高いように、薬物依存からの「回復」は困難を極める。欧米では「治療共同体」が薬物依存症治療の主役を担っているが、このような社会資源はわが国には存在せず、医療施設とDARC（ダルク）を中心とする民間リハビリテーション施設があるのみである。このような再乱用防止面での著しい立ち後れの原因として、当研究者らによるこれまでの厚生労働科学研究の成果として、薬物依存症に対する「司法モデル」一辺倒的対応の限界と、「医療モデル」「福祉モデル」としての制度的社会資源の不足・欠落が指摘されてきた。

そこで、今回の2年間での研究では、現行の保健・社会福祉制度等、制度的社会資源の運用実態とその問題点の明確化を図るとともに、大学生を含む若年者、触法少年に対する再乱用予防、回復支援プログラム、薬物依存症者の家族支援プログラムの開発・普及を図るという「実際的」な取り組みを行うことにした。

B. 各分担研究の目的、方法、及び結果

■研究1 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究

研究1-1：飲酒・喫煙・薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査（2010年）

研究分担者 和田 清

国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部長

わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、特に有機溶剤乱用に関する危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用に対する意識・実態

調査を実施した。

対象は、層別一段集落抽出法により選ばれた全国 192 校の全生徒であり、有効回答数は 121 校(対象校の 63.0%)、47,475 人(対象校 192 校の全生徒想定数の 52.5%) であった。

① **有機溶剤の生涯経験率**(これまでに 1 回でも経験したことのあると答えた者の割合)は、男子で 0.8%(1 年生 0.7%、2 年生 0.7%、3 年生 0.9%)、女子で 0.6%(1 年生 0.5%、2 年生 0.6%、3 年生 0.7%) であり、全体では 0.7%(1 年生 0.6%、2 年生 0.7%、3 年生 0.8%) であった。この結果は、男女及び全体で、1996 年に開始した一連の本調査では最低の値である。有機溶剤乱用の目撃率、身近にいる有機溶剤乱用者の周知率、有機溶剤乱用への被誘惑率も、過去最低の値であった。以上により、有機溶剤乱用の勢いは、確実に弱くなってきてていると考えられる。② **有機溶剤乱用経験者群**では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が再確認された。③ **結局、有機溶剤経験者群**は、相対的に見れば、家庭にも、学校にもなじめず、友人関係も希薄な中学生たちが多く、「居場所のない子供たち」と推測することができよう。④ また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。⑤ **有機溶剤乱用による健康への害知識の周知率**は調査年毎に上昇していたが、2006 年をピークに、周知度が減少傾向にあり、**薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性**が示唆された。特に、急性中毒死の周知度が調査実施以来横ばいであり、最も大切と思われる害知識が教えられていない可能性が伺われた。⑥ **大麻の生涯経験率**は、男子で 0.5% (1 年生で 0.3%、2 年生で 0.5%、3 年生で 0.6%) であり、女子で 0.2% (1 年生で 0.1%、2 年生で 0.2%、3 年生で 0.3%) で、全体では 0.3% (1 年生で 0.2%、2 年生で 0.4%、3 年生で 0.5%) であった。**覚せい剤の生涯経験率**は、男子では 0.4% (1 年生 0.2%、2 年生 0.4%、3 年生 0.5%)

で、女子で 0.2% (1 年生 0.2%、2 年生 0.3%、3 年生 0.3%) であり、全体では 0.3% (0.2%, 0.4%, 0.4%) であった。大麻の生涯経験率は、1998 年をピーク (0.7%) に、以後減少し、2000 年～2004 年と停滞したものの、2008 年調査で減少した。しかし、2010 年調査では、男子では増加していた。覚せい剤の生涯経験率は、1998 年、2004 年に記録した最高値 (0.5%) 以降、2006 年、2008 年と減少していたが、2010 年調査では、女子では上昇していた。以上により、大麻及び覚せい剤の生涯経験率の推移に関しては、今後の動向が危惧されるところである。⑦ **大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度**は、経年的に増加傾向にあったが、2010 年調査での増加傾向は著明であった。その背景には、薬物乱用防止教育の影響と言うよりは、2008 年の角界・大学生における大麻問題の報道、2009 年の某有名女優による覚せい剤問題の報道が影響していると考えられる。⑧ **大麻、覚せい剤の入手可能性**は 2002 年から 2006 年にかけて大きく減少したが、その後は横ばい状態である。ただし、大麻入手可能群の割合は、「シンナー遊び」未経験者群では、男子で 13.8%、女子で 15.2% であるのに対して、経験者群では、男子で 39.9%、女子で 42.4% と明らかに異なっていた ($p<0.01$)。このことは覚せい剤の入手可能性についても同じであり、覚せい剤入手可能群の割合は、「シンナー遊び」未経験者群では、男子で 13.6%、女子で 15.3% であるのに対して、経験者群では、男性で 40.0%、女性で 41.7% となっていた ($p<0.01$)。これらの結果は、わが国の中学生にとって、有機溶剤を乱用すると言うことは、大麻、覚せい剤が身近なものになるという特徴を如実に示している。⑨ **薬物の乱用経験率**には、法の遵守性が大きく影響すると考えられる。喫煙については全体の約 6% の者が「少々ならかまわない」を選んでいるのに対して、「シンナー遊び」に関してそれを選んだ者は 1.3% に過ぎず、大麻では 0.7% であったことは、同じ依存性薬物と言えども、有機溶剤及び大麻乱用への心理的垣根は喫煙よりははるかに高いことを物語っている。⑩ **有機溶剤乱用経験者群**の 29.0% (男子で 31.1%、女子で 25.2%) の者に大麻乱用の経験があり、27.7% (男子で 27.2%、女子で 27.3%) の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。同時に、喫煙経験と有機

溶剤乱用経験との間にも結びつきが認められた。このことは、わが国の中学生では、喫煙→有機溶剤乱用→大麻・覚せい剤乱用という流れがあることを強く示唆する結果であった。^① 以上により、中学生の薬物乱用問題は、確実に、有機溶剤問題から大麻・覚せい剤問題に変わってきており、薬物乱用防止教育の内容を再検討する時期に来ている。

研究 1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

研究分担者 松本俊彦

国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所薬物依存研究部室長

精神科病床を有する全国の 1,612 施設を対象に、薬物関連精神疾患の実態調査を郵送法にて試行し、1,021 施設 (63.3%) から 723 症例の報告を得た。今回の報告書では、このうち、性別・年齢・主たる薬物の種類に関するデータ欠陥のない 671 症例（男性 475 例、女性 196 例）を分析の対象とした。

主たる使用薬物別にみた場合、671 症例の内訳は、『覚せい剤症例』が 361 例で報告症例全体の 53.1%と最も高い割合を占め、次いで『睡眠薬・抗不安薬症例』119 例 (17.7%)、『多剤症例』57 例 (8.5%)、『有機溶剤症例』56 例 (8.3%)、『鎮咳薬症例』20 例 (3.0%)、『その他症例』19 例 (2.8%)、『大麻症例』18 例 (2.7%)、『鎮痛薬症例』12 例 (1.8%)、『リタリン症例』9 例 (1.3%) という順であった。

本年度調査から得られた結果のなかで最も重要なものは、本調査開始以来、わが国においてつねに覚せい剤に次ぐ第 2 位の乱用薬物が、従来の有機溶剤から睡眠薬・抗不安薬へと代わったということであろう。

今回の調査結果から、薬物関連精神疾患症例を二つの類型に整理できると考えられた。一つの類型は、『覚せい剤症例』、『有機溶剤症例』、『大麻症例』に代表される『規制薬物乱用者群』である。この群は、反社会的集団との関連を持つ者、司法的対応を受けた経験を有する者が多く、仲間からの誘惑や好奇心興味から初回使用に至っている者が少なくなかった。精神科臨床の場面では、

依存自体もさることながら、慢性持続性の精神病像が重要な治療的課題となっていた。もう一つの類型は、『睡眠薬・抗不安薬症例』、『鎮痛薬症例』、『リタリン症例』などに代表される『医薬品乱用群』である。この群は、反社会的集団との関連を持つ者、司法的対応を受けた経験を有する者は少なかった。しばしば不眠、不安、疼痛、抑うつ気分への対処として初使用し、主要な薬物の入手経路は医師（特に精神科医師）や薬局であった。精神科臨床現場での主要な治療課題は依存であり、気分障害やパーソナリティ障害を併存し、自殺関連行動を繰り返す者も目立った。

今年度の調査では、精神科治療薬乱用症例 154 例の検討も行った。その臨床的特徴は、『睡眠薬・抗不安薬症例』のそれと一致していたが、非常に多く乱用されていた精神科治療薬として、フルニトラゼパム、トリアゾラム、エチゾラム、ゾルピデム、プロチゾラム、ベゲタミン®、メチルフェニデート（リタリン）などが判明した。このことから、保険適用の制限や処方・調剤・流通過程の厳格化にも関わらず、依然としてリタリン乱用問題は完全には解決していない可能性が示唆されるとともに、今後、精神科治療薬の適正使用に関する対策が急がれると考えられた。

研究 1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

研究分担者 庄司正実 目白大学
人間学部 教授

薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および実態を把握するために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に対する質問紙調査を実施した。有効調査人数は、1064 人（男性 739 人、女性 325 人）であった

①生涯経験率の高い順に、男性では、ブタン 9.1%、有機溶剤 7.2%、抗不安薬（安定剤）4.1%、ブロン（咳止め液）2.4%、大麻 1.9%、覚せい剤 0.4% であった。女性では、有機溶剤 28.6%、ブタン 21.5%、抗不安薬（安定剤）21.5%、大麻 12.6%、ブロン（咳止め液）12.9%、覚せい剤 8.3% であった。

②従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。

③1994 年度からの薬物乱用頻度の変化は以下

のとおりである。有機溶剤乱用はこれまでと同様に減少傾向を示した。特に男性においてこの傾向が著しく、1994年41.2%から2006年以降10%前後に減少し今回7.4%となった。女性でも1994年59.6%から2006年以降30%となっていたが、今回さらに減少し22.9%となった。覚せい剤乱用は男女とも2000年ころまでやや増加傾向にあったが、2002年以降減少傾向を示しており、男性は2006年以降1%以下で、女性は2008年以降10%以下となった。大麻乱用頻度について、男性は4%から5%前後であったが今回は1.9%となり、一方女性では1994年(22.0%)および1996年(19.0%)はやや高かったが1998年から14%から15%台であり今回も大変化はなかった。

④入所非行児の非行歴を検討した結果非行程度がやや軽度化している傾向が疑われた。

⑤児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスクグループである。今回の調査により児童の乱用薬物が従来のように有機溶剤中心ではなくなってきていることを示している。今後とも継続的に実態を把握していくことが必要である。

研究 1-4：監察医務院における薬物検出の実態に関する研究

研究分担者 福永龍繁
東京都監察医務院 院長

2006～2010年の5年間の、東京都監察医務院での検案総数65,504件のなかで行われた行政解剖例13,499件の薬毒物検査と薬物の検出結果を調査した。

①検出薬物では、医薬品等が増加し、特に睡眠剤と精神神経用剤の件数が顕著に増加していた。

②睡眠剤ではプロムワレリル尿素、ニトラゼパム、フルニトラゼパム、フェノバルビタール、酒石酸ゾルピデムが増加していた。抗てんかん剤の検出ではカルバマゼピンとバルプロ酸ナトリウムが2010年に増加していた。

③精神神経用剤の検出では、マレイン酸レボメプロマジンや塩酸イミプラミンが減少していた。

④ベゲタミンの成分であるフェノバルビタール・塩酸クロルプロマジン・塩酸プロメタジンの検出件数は大幅に増加していた。

⑤麻薬では、MDMA6件、モルヒネ1件、コカイ

ン1件、ジヒドロコデイン5件が検出された。

⑥今後、乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

研究 1-5：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究(2010年)

研究分担者 嶋根卓也
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部
研究員

大学生における飲酒・喫煙を含めた薬物乱用の実態把握を目的に、A大学における新入生346名に対して無記名自記式の質問紙調査を実施し、以下の知見を得た。対象は、女子64.7%、男子35.0%、不明0.3%であった。平均年齢は18.6歳であった。

①薬物乱用経験は対象者の2.3%にみられ、内訳は向精神薬が1.8%と最も多かった。過去5年間の推移でも、2008年以降向精神薬の乱用率が増加傾向にある。

②薬物をすすめられた経験は対象者の2.9%にみられ、内訳は大麻が1.8%と最も多かった。過去5年間の推移でも、2008年以降大麻をすすめられる機会が増加傾向にある。

③約15%の対象者が、大麻の栽培情報や乱用を促す情報を目にしたことがあり、その半数以上がインターネットを情報源としていた。

④飲酒経験者の22.3%(男子42.3%、女子9.4%)にBinge drinking(いわゆる暴飲)がみられ、大学生における飲酒に対する寛容さ、急性中毒等の健康被害に対する危機意識の低さを示唆する結果といえる。

■研究2 再乱用防止のための社会資源等の現状と課題に関する研究

研究 2-1：薬物依存症者の回復支援に関する制度的・社会資源の現状と課題(2)

研究分担者 山口みほ 日本福祉大学
社会福祉学部 准教授

昨年度まとめた薬物依存症者の制度的・社会資

源の利用状況を、今年度実施したワークショップを通して、まとめ直した。あげられた社会資源は多岐に渡るが、制度の枠組み・運用において薬物依存を事由とする適用が制限される実質的な「障壁」が存在しており、「薬物依存症」という病名・障害名で活用できるものは限定的であり、本人や家族が抱える他疾病・他問題を事由として資源活用の幅を広げている状況がある。また、市長村単位の制度設計・運営により、利用可能な資源も、ダルク入所者のように広範囲での居所の移動を伴うケースでは、手続き上の困難が生じている。こうした状況の改善のためには、情報の集約と共有が必要であり、当事者・家族、関係者が積極的に社会資源の利用を試みる姿勢が求められる。また、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いてソーシャルワーカーのインタビュー・データを分析し、「戦略的リフレイミング」→「関係機関の動員促進」→「個別実績の普遍化」→「所属機関の活用」→「長期の関係形成」といった薬物依存症者への対処の援助プロセス・モデルの提示を試みた。

研究 2-2：障害者自立支援制度下における薬物依存症治療資源に関する研究(2)

研究分担者 宮永 耕 東海大学
健康科学部社会福祉学科 准教授

制度運用の見直しが進められる障害者自立支援制度と関連する諸制度における課題を探るために、昨年度、ダルクを利用する薬物依存者にとって利用可能性の高い生活保護等諸制度の運用について現状とその課題を整理した。その結果、①今日では、福祉事務所等において薬物依存者を対象とした一定程度の「処遇フォーマット」は存在している、②しかし、ダルクを利用する薬物依存者援助の制度上の裏付けは今日でも不十分なまま、援助現場の経験の蓄積とその継承とによって、順次その成果が制度運用のマニュアルにも反映されてきた、③ダルクにおいて援助を担当するスタッフが感じる業務上の困難も、社会福祉・社会保障等の制度に関する知識、情報の共有の面に関わる部分が多い、④実務上必要な知識の継続的な研修の機会が求められている、⑤前記のような内容の研修機会を保障する具体的方策の確保、が現在の課

題となっていることが明らかになった。そこで、今年度は、社会保障関連制度等についてダルクスタッフ等に教授し、同時に現制度下での具体的課題の現場からの汲み上げを目的に、一日研修会(ワークショップ)を全国3箇所で開催した。

研究 2-3：若年者向け薬物再乱用防止プログラムの開発に関する研究

研究分担者 鳴根卓也
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部
研究員

若年者向け薬物再乱用防止プログラム OPEN を作成し、平成22年3月～平成23年2月まで東京都立中部総合精神保健福祉センターにて実施し、9名よりエントリー時(T1)、4名より介入終了時(T2)、2名より介入後3ヶ月時(T3)のデータを収集し、以下の知見を得た。

①OPENのエントリー者は女性5名、男性4名、年齢の中央値は29.0歳、医療機関からの紹介が6名(66.7%)と最も多かった。

②薬物使用は、介入終了時(T2)に、プログラム修了者4名全員が断薬を継続していたものの、介入後3ヶ月時(T3)では1名が再使用していた。

③飲酒は、介入終了時(T2)および介入後3ヶ月時(T3)も継続していたが、Binge drinkingがなくなっていた。

④VASによる主観的評価によると、介入前後で薬物を使いたい気持ちも減少したが、やめ続ける自信も減少した。

⑤日本語版SOCRATESの「迷い」のスコアが若干増加していたが、介入前後で変化のステージには大きな変化がみられなかった。

⑥介入前後で、部屋の片付けや掃除など身の回りのことができるようになったが、生活リズムや昼夜逆転といった生活習慣や、QOLには大きな変化がみられなかった。

以上の知見より、OPENの薬物再乱用防止効果には一定の効果が見込まれると示唆されるが、効果を結論付けるだけのサンプル数が不足しており、さらなる対象者の確保が必要である。

研究 2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用

防止教育ツールの介入効果とその普及に関する研究

研究分担者 松本俊彦

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
室長

少年鑑別所に入所する薬物乱用者 85 名に対し、我々が開発した再乱用防止のための自習ワークブック「SMARPP-Jr.」を実施し、介入前後の評価尺度上の変化から、薬物問題の重症度と介入効果の相違について検討した。その結果、薬物問題の重症度に関係なく、自習ワークブックの実施後には、問題意識の深まりと治療動機の高まりを反映する評価尺度上の顕著に上昇した。しかしその一方で、薬物欲求に抵抗できる自信、自己効力感には著明な変化が見られなかった。以上により、自習ワークブックを用いた矯正施設での介入は、薬物乱用に対する問題意識を深め治療動機を向上させるのには有効であるが、薬物依存に対する自己効力感を高めるには、施設出所後に、地域における継続した支援体制が存在する必要があると考えられた。

研究 2-5：薬物依存症者の家族がもつ多様なニーズを満たすための家族教育プログラムの開発に関する研究

研究分担者 近藤あゆみ

新潟医療福祉大学

社会福祉学部社会福祉学科 准教授

幅広い家族のニーズに対応できる総合的な家族教育プログラムの開発を目的に本研究を実施した。

初年度は、欧米における家族介入方法等を参考に、想定される様々なプログラム内容に対する家族及び機関職員の理解度や関心度を把握するための調査を行ったが、今年度は、調査結果を踏まえ、家族心理教育プログラムの教材作成に着手した。

作成した教材は 5 種類（計 9 冊）である。

まず 1 種類目は、「プログラムを実施する前に」と題した、家族心理教育プログラムを実施するファシリテーターに向けて書かれたものである（1

冊）。

2 種類目は、家族が薬物依存症という病気や回復について正しく理解できることを目的に作成された「薬物依存症と回復 Vol. 1 薬物依存症とは」であり、実施者向けの解説（ファシリテーター用マニュアル）と、家族向けの配布資料（家族向け教材）がある（2 冊）。

3 種類目は、家族が薬物依存症者に対する適切な対応法を学び実践できることを目的に作成された「家族の本人に対する関わり方 Vol. 1 上手なコミュニケーションで本人を治療につなげる」であり、家族向け及び実施者向けの冊子がある（2 冊）。

4 種類目も、家族が薬物依存症者に対する適切な対応法を学び実践できることを目的に作成されたもので、「家族の本人に対する関わり方 Vol. 2 長期的な回復を支え、再発・再使用に備える」と題した家族向け及び実施者向けの冊子である（2 冊）。

5 種類目は、家族自身の心身の健康を取り戻せることを目的に作成された「家族のセルフケア Vol. 1 家族のセルフケア」であり、家族向け及び実施者向けの冊子がある（2 冊）。

また、家族心理教育プログラムの普及を目的に、医療及び保健機関の職員を対象に、「薬物依存症者をもつ家族を対象とした心理教育プログラム実施者向け研修会」を実施した。

（倫理面への配慮）

本研究のすべては、各施設での倫理委員会に諮った上で実施した。

C. 考察

研究 1 薬物乱用・依存等実態把握に関する研究

1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、ひとつは①「薬物使用に関する全国住民調

査」（以下、住民調査）を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、次年度への準備をする年度であり、もうひとつは、②「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」（以下、中学生調査）、「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（以下、精神科病院調査）、「全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」（以下、児童自立支援施設調査）を実施する年度である。今回の2年間に渡る研究では、上記②の調査研究に、「監察医務院における薬物検出の実態に関する研究」と「大学新入生における薬物乱用実態に関する研究」を加えた。

本年度は上記の②の年度に当たる。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なことは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国の National Institute on Drug Abuse の疫学部門より、2002年にはタイ王国の Office of the Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister 主催による会議に、また、2005年、2006年には台湾の Department of Health 主催による国際会議にての講演を招聘されてきている。2010年も、台湾の Ministry of Justice 主催による国際会議に招聘された。

2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「中学生調査」では、1996年以来、層別一段集落抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、調査実施校数の割合は、第一回の1996年には58.1%であったものが、1998年には71.2%、2000年には73.7%と上昇し、2002年調査でも71.0%と70%台を確保できた。しかし、2004年調査では69.3%と低下し、2006年調査では66.3%、2008年調査では62.7%と70%台を割ってしまった。その原因としては、1998年には第三次覚せい剤乱用期への危機感が教育現場でも強く、「薬物乱用防止5カ年戦略」（薬物乱用対

策推進本部）が策定されこともあって、調査実施校率があがったものの、その後の学校現場における様々な「事件」「問題」の頻発により、薬物乱用問題への社会的関心が相対的に薄められてきていることと、本調査の実施に割く時間が狭められた結果ではないかと推定している。今回の2010年調査では、63.0%と、からうじて経年的低下を免れたが、おそらく、実施校率の低下傾向は今後も続くであろうと思われる。継続こそが本調査研究の最大の価値であると考えられるため、今後も、70%を目標に継続実施してゆく必要があろう。

「全国精神科病院調査」「全国児童自立支援施設調査」は全数調査という方法を採っている。

「全国精神病院調査」では、調査協力施設の割合がなかなか上がらない問題が続いている。2002年調査では、なんとか52.6%であり、2004年調査でも50.5%（837施設）であったが、2006年調査では56.7%を確保できた。しかし、2008年調査では48.4%と50%を切ってしまった。

ただし、785施設中86.2%（全国の1,622施設中では41.7%）が「該当症例なし」と言う結果であり、回答率を上げる作業は「該当症例なし」の施設から、「該当症例なし」という報告をいただく作業になるきらいがある。その背景には、我が国の薬物関連精神障害患者に対する医療対応システムの貧困がある。当主任研究者による試算によれば、2006年6月30日時点での全国精神病院病名別在院患者数（「我が国の精神保健福祉」監修 精神保健福祉研究会）を元に算出すると、我が国の覚せい剤関連精神障害入院患者の約13%がわずか4病院で占められている現実があり（1645施設中のわずか4施設である）、薬物関連精神障害患者に対する我が国の貧困な現状が明らかである。今回は、上記特殊状況を考慮して、これまでになく回収への努力を行った結果、全国の1,612施設中63.3%から回答を得、かつ723例の報告を得ることができた。しかし、回答を得た施設中、592施設（36.7%）では、「該当症例なし」との回答であり、薬物関連精神障害患者を診ている施設の偏在ぶりはこれまで通りである。

また、本年度の全国精神科調査結果の最大の特徴は、本調査開始以来、覚せい剤に次いで常に第2位であった有機溶剤が、第4位となり、睡眠薬・抗不安薬が第2位になったということである。これは、その他の調査の結果同様、医薬品乱用・

依存の増加を示唆するものであり、対応策を検討する必要性を示唆している。

「全国児童自立支援施設調査」での対象数は、1994 年で 1339 人、1996 年で 1194 人、1998 年で 1315 人、2000 年で 1327 人と、1200 人から 1300 人前後で一定していたが、2002 年では 851 人と減少した。2004 年調査では、質問項目数を少なくし回収率が低下しないよう配慮したこともあり、回収数は 1230 人となり、2002 年より前のレベルに戻すことができた。しかし、2006 年調査では 986 人と後退してしまった。2008 年調査では 1,289 人と回復し、今回の 2010 年調査では 1064 人と維持できている。そもそも調査の実施自体が施設にとっては負担であることは否めず（「全国中学生調査」「全国精神病院調査」でも言えることであるが）、全国調査の維持と言うものがなかなか容易ではないと言うことを実感せざるを得ない。

2008 年秋、大学生における大麻乱用の報道が頻発したことは記憶に新しい。ただし、この時期に大学生間で大麻の乱用が急に増加したのではなく、大麻の乱用はすでに社会全般に広がりを見せていましたが、「有名大学生」の逮捕に端を発した報道の頻発であったことは押さえておく必要がある。しかし、そもそも、わが国には全国の大学生における薬物乱用実態把握調査は事実上存在しない。そこで、せめてもという思いで実施しているのが、A 大学との協力の下で実施している「大学新入生における薬物乱用実態に関する研究」である。わずか 1 校での調査であるから、その結果を持って云々は言えないが、各大学にはこの種の調査の重要性に目を向けて頂きたい。実態把握なくして対策はたてられない。

また、薬物乱用・依存状況の把握には、可能ならば何らかの生物学的マーカーを用いた調査が最適である。そのため、当研究代表者は、かつて第三次救急医療センター受診者の尿・血液からの薬物検出調査を組織したことがあったが、各施設でのマンパワー不足により、結果的に断念せざるを得なかった。そこで、2007 年から、東京都監察医務院の協力を得て、監察医務院が関与した死体検案における薬物検出の実態調査を行うことにした。

今回の監察医務院調査の結果では、ベンゾジアゼピン系薬物の検出例增加、高検出薬としてのクロエチアピン、カルバマゼピン、バルプロ酸ナトリ

ウムなどのムードスタビライザー検出の増加、が明らかとなっており、この背景には「うつ」病・状態対応の今日的問題が推定されるとともに、それに関連する自殺問題が絡んでいると推定される。また、エチゾラムは、チエノジアゼピンに分類され、ベンゾジアゼピン系薬物と作用機序が事实上同じであるにもかかわらず、向精神薬としての処方制限を受けていない。全国精神科病院調査でも、監察医務院調査でも、その乱用・依存の問題が明らかに存在する。早急に、対策を講じる必要がある。さらに、監察医務院調査では、ベゲタミン成分の検出増加が指摘されている。様々な向精神薬がある今日、今さらベゲタミンが必要なのかという疑問は臨床医間では以前から指摘されている。この問題も対策が必要である。

今回の研究 1 「薬物乱用・依存等実態把握に関する研究」全体で言えることは、どの調査結果を見てみても、医薬品乱用・依存の割合が大きくなっていると言ふことである。これはまさに筆者等が指摘してきた「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」であり、医薬品乱用・依存問題への対応策案の必要性と、薬物乱用・依存問題を司法モデルのみならず、医療モデルとして対応することの必要性を支持している。

研究 2 再乱用防止のための社会資源等の現状と課題に関する研究

これまでの臨床経験から、現在の制度的社會資源は多岐あるが、「精神保健福祉法」第 5 条にて精神障害として定義されている薬物依存症が、「障害基礎年金」の給付、精神障害者福祉手帳の認定では、その対象者から事実上排除されていることが指摘されていた。その重要な根拠としては、国民年金法 69 条（「故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。」）の存在が大きいように考えられた。この国民年金法 69 条や障害認定基準は、現行の「精神保健福祉法」施行以前の法文、基準であり、現行の法律で規定された障害が以前の法文、基準で制限されること自体、納得できるものではない。そもそも国民年金法 69 条が想定した事態は自動車等への「あたり屋」対策であつたようであるが、それを薬物依存症に適用するこ

と自体が妥当かどうか、様々な場で検討してゆく必要性が指摘されていた。

この疑問を出発点として、本研究では現行の制度的・社会資源の内容と現状・実情を洗い直すことにした。

その結果、全国同一であるはずの障害認定基準が自治体により異なっている現実が指摘された。

同時に、生活保護等諸制度の運用に関して、「実施機関」、「実施責任」、「移送費」に関する実施要綱レベルでの規定において、アルコール依存症者に関しては明確化されている事案もダルクに関しては極めて不明確であり、同時に、自治体毎に対応の違いがあることが指摘された。

そこで本年度は、社会保障関連制度等についてダルクスタッフ等に教授し、同時に現制度下での具体的課題の現場からの汲み上げを目的に、一日研修会（ワークショップ）を全国3箇所で開催した。社会保障関連制度は「知らない者は利用することができない制度」である。それらの制度の適応を必要としている方々に、それらを伝え、同時に、現状の問題点を洗い出して行く作業は不可欠であろう。

また、若年の薬物乱用経験者の再乱用防止に向けて、大学生を含む若年者向け薬物再乱用防止プログラムを開発し、東京都立中部総合精神保健福祉センターにて試行した。同時に、薬物再乱用ハイリスク集団である少年鑑別所入所者用に、再乱用防止のための自習ワークブックを用いた介入を継続した。

さらに、薬物依存症者の家族がもつ多様なニーズを満たすための家庭教育プログラムの開発を行い、5種9冊の教材を作成した。

わが国では著しく立ち後れている二次予防（早期発見、早期治療）・三次予防（社会復帰）のための様々な取り組みこそが、再乱用防止には必要である。

D. 結論

薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するために、薬物乱用・依存の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、再乱用防止のための社会資源等の現状と課題について研究を実施した。

全国中学生調査による違法薬物生涯経験率は

過去最低を示した。また、全国児童自立支援施設調査でも、同様の結果であった。したがって、未成年者における薬物乱用は確実に減少傾向にある。しかし、中学生の薬物乱用による害知識の周知率は2006年をピークに減少傾向にあり、有機溶剤乱用の確実な減少を考慮すると、薬物乱用防止教育の中身を含めて、再検討・再強化する必要が示唆された。

全国精神科病院調査では、主たる原因薬物として、長年覚せい剤に次いで第2位であった有機溶剤が、調査開始後初めて、第4位になり、第2位には睡眠薬・抗不安薬が浮上した。この医薬品の乱用・依存の増加は、全国児童自立支援施設調査、監察医務院調査でも明らかであり、早急に対策を検討する必要がある。

ダルクを利用する薬物依存者、および、その家族にとって、利用可能性の高い生活保護等諸制度等の制度的・社会資源運用の現状とその課題を整理した。現在の社会保障関連制度は「知らない者は利用することができない制度」と言った実態があるが、それらの制度の適応を必要としている方々に、それらを伝え、同時に、現状の問題点を洗い出して行く作業は不可欠であり、一日研修会（ワークショップ）を全国3箇所で開催した。

また、わが国では著しく立ち後れている二次予防（早期発見、早期治療）・三次予防（社会復帰）のための取り組みとして、大学生を含む若年者向け薬物再乱用プログラムの開発・試行、薬物再乱用ハイリスク集団である少年鑑別所入所者に対する再乱用防止のための自習ワークブックを用いた介入を行った。

同時に、薬物依存症者の家族がもつ多様なニーズを満たすための家庭教育プログラムの開発を行い、5種9冊の教材を作成し、家族支援の一助とした。

二次予防（早期発見、早期治療）・三次予防（社会復帰）の強化こそが、再乱用防止策の中核である。

E. 健康危険情報

本研究結果自体が健康危険情報である。

F. 研究発表

1. 著書

- 1) 和田 清、尾崎 茂、近藤あゆみ：Ⅱ章 物質

- 依存の疫学と法律 物質乱用の疫学. 脳とこころのプライマリケア 8 依存. 編集:福居顕二. シナジー. 東京. pp. 20-pp. 32, 2011.
- 2) 松本俊彦: VII章 思春期における心の問題—薬物乱用. 脳とこころのプライマリケア 4. 編集: 日野原重明、宮岡 等. シナジー. 東京. pp. 448-458, 2010.
- 3) 松本俊彦: 精神科医療 薬物依存. 精神保健福祉白書編集委員会 精神保健福祉白書 2011 年版 岐路に立つ精神保健福祉医療—新たな構築をめざして. 中央法規出版. 東京. pp. 153, 2010
- ## 2. 論文発表
- 1) Kiyoshi Wada: The history and current state of drug abuse in Japan. *Addiction Reviews (Annals of the New York Academy of Sciences)* 1216: 62-72, 2011.
 - 2) 和田 清: 精神作用物質使用障害の今日的実態. *精神神経学雑誌* 112(7): 651-660, 2010.
 - 3) 小林桜児, 松本俊彦, 千葉泰彦, 今村扶美, 森田展彰, 和田 清: 少年鑑別所入所者を対象とした日本語版 SOCRATES (Stages of Change Readiness and Treatment Eagerness Scale) の因子構造と妥当性の検討. *日本アルコール・薬物医学会誌* 45 (5): 437-451, 2010.
 - 4) 今村扶美, 松本俊彦, 小林桜児, 平林直次, 和田 清: 国立精神・神経医療研究センター病院における物質使用障害治療プログラムの開発と効果測定. *日本アルコール・薬物医学会誌* 45 (5): 452-463, 2010.
 - 5) 松本俊彦, 千葉泰彦, 今村扶美, 小林桜児, 和田 清: 少年鑑別所における自習ワークブックを用いた薬物再乱用防止プログラムの試み～重症度による介入効果の相違に関する検討. *精神医学* 52 (12): 1161-1171, 2010.
 - 6) 松本俊彦: 物質使用と暴力および自殺行動との関係. *日本アルコール・薬物医学会雑誌* 45 (1): 13-24, 2010
 - 7) 松本俊彦: アディクション—精神科医が「否認」する「否認の病」. *精神科治療学* 25 (5): 565-571, 2010
 - 8) 松本俊彦: アルコール・薬物使用障害の心理社会的治療. *医学のあゆみ* 233 (12): 1143-1147, 2010
 - 9) 松本俊彦: DSM-5 における物質関連障害. *精神科治療学* 25: 1077-1081, 2010
 - 10) 松本俊彦, 小林桜児: 精神作用物質使用障害の心理社会的治療: 再乱用防止のための認知行動療法を中心に. *精神神経学雑誌* 112 (7): 672-676, 2010
 - 11) 松本俊彦: アルコール・薬物依存症と摂食障害との併存例をめぐって. *精神神経学雑誌* 112 (8): 766-773, 2010
 - 12) 松本俊彦: 第 2 章 精神作用物質使用による精神および行動の障害 4. 覚せい依存の心理社会的治療. *精神科治療学* 25 増刊号「今日の精神科治療ガイドライン」, 68-71, 2010
 - 13) 松本俊彦: 物質依存症—治療戦略に役立つ生活歴、現病歴、家族関係. *精神科治療学* 25 (11): 1489-1496, 2010
 - 14) 松本俊彦: 覚せい剤依存症の精神療法—患者と家族に対する初回面接の工夫—. *臨床精神医学* 39 (12): 1583-1587, 2010
 - 15) 松本俊彦: マトリックスモデルとは何か? 治療プログラムの可能性と限界. 龍谷大学矯正・保護研究センター編龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 No. 7. pp63-75, 龍谷大学矯正・保護研究センター, 京都, 2010
 - 16) 嶋根卓也: 思春期の薬物乱用の現状と課題. *思春期学* 28: 267-272, 2010.
 - 17) 嶋根卓也: 薬物依存症—薬物依存症のトレンド—薬物依存症の予防・防止の社会的取り組み. *日本臨牀* 68: 1531-1535, 2010.
 - 18) 森田展彰、嶋根卓也: 薬物依存症—薬物依存症のトレンド—幻覚剤. *日本臨牀* 68: 1486-1493, 2010
 - 19) 嶋根卓也: アディクション 薬物乱用・依存. *Journal of Integrated Medicine* 20: 356-359, 2010
 - 20) 嶋根卓也: 思春期における薬物乱用の実態と予防. *思春期学* 29: 13-18, 2011
 - 21) 宮永耕: 薬物依存者の回復における社会福祉援助の役割: 龍谷大学 矯正・保護研究センター研究年報 第 7 号: p. 99-111: 2010
 - 22) 山口みほ: 薬物依存症者の回復支援に関わる制度的・社会資源の活用実態と課題. *医療社会福祉研究* 19, 2011 年 3 月

3. 学会発表

- 1) 和田 清：わが国における薬物乱用・依存の最近の特徴. 第 30 回日本社会精神医学会. 奈良. 2011. 3. 4.
- 2) 和田 清：日本における薬物乱用・依存の歴史と最近の特徴. 第 1 回目中薬物依存シンポジウム(2010). 千葉大学. 千葉大学付属図書館亥鼻分館ライブラリーホール. 2010. 11. 12.
- 3) Kiyoshi Wada: The Current Situation of Drug Abuse/Dependence in Japan. National Anti-drug Conference & Anti-drug International Seminar, Ministry of Justice, Taiwan. 2010. 6. 2.
- 4) 和田 清：日本の薬物乱用状況の今日的特徴. 國際シンポジウム「社会階層と逸脱」青少年の非行と社会的関係の病理. 東北大学大学院文学研究科グローバル COE 「社会階層と不平等教育研究拠点」・台湾青少年犯罪抑制学会. 東北大学川内南キャンパス文学部第二教室. 2010. 1. 23.
- 5) 和田 清：精神作用物質使用障害の今日的実態. 第 105 回日本精神神経学会学術総会. 神戸. 2009. 8. 22.
- 6) 松本俊彦：アルコール・薬物依存症と摂食障害との併存例をめぐって. シンポジウム 26 「精神障害が併存するアルコール依存症の病態と治療」. 第 106 回日本精神神経学会学術総会, 2010. 5. 21, 広島.
- 7) 松本俊彦：専門講座Ⅱ 自傷行為の理解と援助～アディクションと自殺のあいだ. 第 32 回日本アルコール関連問題学会, 2010. 7. 16, 神戸
- 8) 宮田久嗣, 松本俊彦：3 学会合同シンポジウム 1 「“物質”と“物質によらない”嗜癖行動の共通点と差異：問題提起」, 平成 22 年度アルコール・薬物関連学会合同学術総会, 2010. 10. 7, 小倉
- 9) 松本俊彦：3 学会合同シンポジウム 4 「物質使用障害と自傷・自殺～最近の研究から」, 平成 22 年度アルコール・薬物関連学会合同学術総会, 2010. 10. 7, 小倉
- 10) 松本俊彦：嗜癖問題と自傷・自殺. シンポジウム「自殺予防と嗜癖」, 第 21 回日本嗜癖行動学会, 2010. 11. 21, 岡山衛生会館
- 11) 松本俊彦・小林桜児：ワークショップ 19 薬物依存症の認知行動療法～マニュアルとワークブックにもとづく統合的外来治療プログラム. 第 36 回日本行動療法学会, 2010. 12. 4, 愛知県産業労働センター「ウインクあいち」.
- 12) 今村扶美, 松本俊彦, 千葉泰彦, 小林桜児, 和田清：少年鑑別所における自習ワークブックを用いた薬物再乱用防止プログラムの開発とその効果～重症度による介入効果の検討～. 第 6 回日本司法精神医学会大会, 2010. 6. 4, 東京大学.
- 13) 今村扶美, 松本俊彦, 小林桜児, 平林直次, 和田清：医療観察法指定入院医療機関における「物質使用障害治療プログラム」の開発とその効果. 第 6 回日本司法精神医学会大会, 2010. 6. 4, 東京大学.
- 14) 小林桜児, 今村扶美, 根岸典子, 若林朝子, 松本俊彦, 和田 清：国立精神・神経医療研究センター病院薬物専門外来受診者の臨床的特徴. 東京精神医学会第 89 回学術集会. 2010. 7. 10, 北里大学薬学部コンベンションホール.
- 15) 小林桜児, 松本俊彦, 千葉泰彦, 今村扶美, 森田展彰, 和田 清：少年鑑別所入所者を対象とした日本語版 SOCRATES の因子構造と妥当性の検討. 平成 22 年度アルコール・薬物関連学会合同学術総会, 2010. 10. 8, 小倉.
- 16) 今村扶美, 松本俊彦, 小林桜児, 和田清：医療観察法指定入院医療機関における「物質使用障害治療プログラム」の開発とその効果. 平成 22 年度アルコール・薬物関連学会合同学術総会, 2010. 10. 8, 小倉.
- 17) 田中紀子, 矢澤祐史, 松本俊彦：奈良ダルクによる新しいとりくみ: Recovery Dynamics Program 導入による効果観察. 平成 22 年度アルコール・薬物関連学会合同学術総会, 2010. 10. 8, 小倉.
- 18) 柴田幹良, 谷藤隆信, 福永龍繁：監察医務院における薬毒物検査の実態. 第 45 回日本アルコール・薬物医学会. リーガロイヤルホテル小倉. 2010. 10. 7-9.
- 19) 柴田幹良, 谷藤隆信, 福永龍繁：過去 5 年間(2005~2009 年)の東京都監察医務院における薬物検出の実態. 第 79 回日本法医学会学術関東地方集会. 笹川記念会館. 2010. 10. 31.

20) 嶋根卓也：若年者向け薬物再乱用防止プログラム”OPEN” の開発に関する研究. 第 69 回日本公衆衛生学会総会，東京，2010.10.27-29.

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

なし

分 担 研 究 報 告 書
(1-1)

平成22年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
分担研究報告書

飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2010年）

研究分担者	和田 清	独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部長
研究協力者	小堀栄子	同研究所（薬物依存研究部 流動研究員）
	嶋根卓也	同研究所（薬物依存研究部 研究員）
	立森久照	同研究所（精神保健計画研究部 統計解析研究室室長）
	勝野眞吾	岐阜薬科大学 学長

研究要旨 わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、特に有機溶剤乱用に関する危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2010年10月中（一部11～12月中）であり、層別一段集落抽出法により選ばれた全国192校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。その結果、121校（対象校の63.0%）より、47,607人（対象校192校の全生徒想定数の52.6%）の回答を得た。有効回答数は47,475人（対象校192校の全生徒想定数の52.5%）であった。
① 有機溶剤の生涯経験率（これまでに1回でも経験したことのあると答えた者の割合）は、男子で0.8%（1年生0.7%、2年生0.7%、3年生0.9%）、女子で0.6%（1年生0.5%、2年生0.6%、3年生0.7%）であり、全体では0.7%（1年生0.6%、2年生0.7%、3年生0.8%）であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。有機溶剤乱用の目撃率、身近にいる有機溶剤乱用者の周知率、有機溶剤乱用への被誘惑率も、過去最低の値であった。以上により、有機溶剤乱用の勢いは、確実に弱くなっていると考えられる。
② 有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が再確認された。
③ 結局、有機溶剤経験者群は、相対的に見れば、家庭にも、学校にもなじめず、友人関係も希薄な中学生たちが多く、「居場所のない子供たち」と推測することができよう。
④ また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。
⑤ 有機溶剤乱用による健康への害知識の周知率は調査毎に上昇していたが、2006年をピークに、周知度が減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。特に、急性中毒死の周知度が調査実施以来横ばいであり、最も大切と思われる害知識が教えられていない可能性が伺われた。
⑥ 大麻の生涯経験率は、男子で0.5%（1年生で0.3%、2年生で0.5%、3年生で0.6%）であり、女子で0.2%（1年生で0.1%、2年生で0.2%、3年生で0.3%）で、全体では0.3%（1年生で0.2%、2年生で0.4%、3年生で0.5%）であった。
覚せい剤の生涯経験率は、男子では0.4%（1年生0.2%、2年生0.4%、3年生0.5%）で、女子で0.2%（1年生0.2%、2年生0.3%、3年生0.3%）であり、全体では0.3%（0.2%, 0.4%, 0.4%）であった。
大麻の生涯経験率は、1998年をピーク（0.7%）に、以後減少し、2000年～2004年と停滞したものの、2008年調査で減少した。しかし、2010年調査では、男子では増加していた。覚せい剤の生涯経験率は、1998年、2004年に記録した最高値（0.5%）以降、2006年、2008年と減少していたが、2010年調査では、女子では上昇していた。以上により、大麻及び覚せい剤の生涯経験率の推移に関しては、今後の動向が危惧されるところである。
⑦ 大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度は、経年的に増加傾向にあったが、2010年調査での増加傾向は著明であった。その背景には、薬物乱用防止教育の影響と言うよりは、2008年の角界・大学生における大麻問題の報道、200